

検定手数料

2024年4月1日現在

(1) 単独計器の手数料

イ 計量法関係手数料令別表第2第8号口関係

単位 (円)

相線式 定格電流	双方向計器 ^{※1}			双方向計器 ではないもの ^{※2}		
	単相 2線式	単相 3線式	その他	単相 2線式	単相 3線式	その他
30A以下	510	612	680	300	360	400
100A以下	918	1,139	1,173	540	670	690
150A以下	1,088	1,224	1,292	640	720	760
150A超過	1,615	1,955	2,040	950	1,150	1,200

※1 各電流方向の計器を2個以上有するものは、計器が1個増すごとに10円を加算した額とする。

※2 複合計器の2個目以降は、計器が1個増すごとに10円を加算した額とする。

ロ 計量法関係手数料令別表第2第8号ハ関係

単位 (円)

相線式 定格電流	双方向計器 ^{※1}			双方向計器 ではないもの ^{※2}		
	単相 2線式	単相 3線式	その他	単相 2線式	単相 3線式	その他
30A以下	216	216	216	180	180	180
100A以下	240	216	240	200	180	200
150A以下	384	348	384	320	290	320
150A超過	1,068	1,032	1,068	890	860	890

※1 各電流方向の計器を2個以上有するものは、計器が1個増すごとに10円を加算した額とする。

※2 複合計器の2個目以降は、計器が1個増すごとに10円を加算した額とする。

(2) 変成器付計器の手数料

単位 (円)

区分 計器種別		複合計器ではないもの又は①、②以外の複合計器		①普通、精密、特別精密計器のいずれかを2個以上有する複合計器		②需要計器又は無効計器と普通、精密、特別精密計器のいずれかを組み合わせた複合計器※3	
		双方向計器※1	双方向計器ではないもの※2	1個目	2個目以降	同種別の計器の1個目※4	同種別の計器の2個目以降
普通計器 (单相2線式)		2,720	1,600	1,600	10	1,120	10
普通計器 (单相2線式以外)		3,485	2,050	2,050	10	1,435	10
精密計器		5,865	3,450	3,450	10	2,415	10
特別精密計器		23,120	13,600	13,600	10	9,520	10
需要計器	電子式	—	—	—	—	2,870	10
	上記以外	—	6,400	—	—	4,480	—
無効計器		—	2,100	—	—	1,470	10

※1 各電流方向の計器を2個以上有するものは、計器が1個増すごとに10円を加算した額とする。

※2 複合計器の2個目以降は、計器が1個増すごとに10円を加算した額とする。

※3 普通、精密、特別精密計器は、同種とみなす。

※4 手数料が最も高いものを1個目の手数料の額とする。

備考

1 本表の手数料は、多回路計器にも適用する。

2 複合計器の手数料は、構成計器種別ごとに本表から算出した金額を合算する。

(3) 直流計器の手数料

単位 (円)

直流計器	3,400
------	-------

備考

1 2個以上の電気計器が構造上一体で、検出部及び中央処理装置が同一のものについては、2個目以降の電気計器の手数料を10円とする。

2 2個以上の電気計器が構造上一体で、検出部又は中央処理装置が同一でないものについては、2個目以降の電気計器の手数料は本表の7割の金額を加算する。

変成器付電気計器検査の手数料

2024年4月1日現在

(1) 変成器の手数料

単位 (円)

区 分		相線式	単相2線式	その他
		変 流 器	150A 以下	
500A 以下			3,500	5,100
2,000A 以下			4,350	7,300
10,000A 以下			8,700	13,000
10,000A 超過			28,300	42,600
変 圧 器	1,000V 以下		1,250	1,550
	7,000V 以下		3,300	4,600
	35,000V 以下		9,300	14,100
	80,000V 以下		21,600	32,400
	200,000V 以下		87,900	131,800
	300,000V 以下		129,600	194,500
	300,000V 超過		155,500	233,400

備考

- 1 変圧変流器は本表の変流器と変圧器の和とする。
- 2 多重定格のときは、最大定格は本表で、その他の定格は本表の1/2を加算する。
- 3 多重負担のときは、1負担を本表で、その他の負担は本表の1/2を加算する。
- 4 複数周波数のときは、1周波数を本表で、その他の周波数は本表の1/2を加算する。
- 5 変成器の区分は、定格一次電圧（線間）及び定格一次電流によるものとする。ただし、三相4線式のときは、変圧器の区分の電圧は、相電圧の定格値によるものとする。

(2) 特別検定の手数料

特別検定	<p>電気計器の個数に420円を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、複合計器にあっては、計器の種類ごとに420円と同種^注の電気計器の2個目以降は、1個増えるごとに10円を加算した額とする。</p>
------	---

※ 普通、精密、特別精密計器は、同種（同じ種類の計器）とみなす。